

京都市告示第 477 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から，京都市地域特産物需要拡大センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき，臨時の開所について，次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市長 門川大作

臨時に開所する日時

開所日	開所時間
平成 26 年 12 月 29 日 (月)	午前 9 時から午後 5 時まで
平成 26 年 12 月 30 日 (火)	午前 9 時から午後 3 時まで

(産業観光局農林振興室農政企画課)